

# 子育て支援の制度を上手に利用しましょう。

少子化の進展が懸念される現代社会にあって、子どもの増える大きな要素として、子育てのしやすい環境があげられます。そして、その環境整備にあたっては、さまざまな角度からの手立てが必要です。今回は、市が取り組んでいる子育て支援について、お知らせします。



**こころカード**  
(しまね子育て応援パスポート)をご利用ください。

しまね子育て応援パスポート事業は、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支えていこうというもので、こころ協賛店を利用する際、「こころカード」を提示すると、協賛店の善意によるサービスが受けられます。

●対象：妊娠中の人、または満18歳未満の子どもがいる家庭

●サービス内容：商品割引など、協賛店それぞれの子育て支援サービス

●カード申請窓口：市少子対策課または各支所児童福祉担当課

●その他：有効期限の切れたものは、利用できません。申請窓口で更新手続きをお願いします。

いきいき子どもプランで子育て支援の取り組みを

子どもたちの元気な声が響きわたる場面に出会うと、明るい未来を想像し、ほっとする人も多いのではないのでしょうか。

市では、子育て環境のよいまちを目指して、「いきいき子どもプラン」(いすも次世代育成行動計画)を作成し、さまざまな施策に取り組んでいます。この計画を進める上においては、まずは子育て世代のニーズを把握することが大切と考え、毎年、ニーズ調査を行ってきました。その調査結果では、経済的負担の軽減や仕事と家庭の両立支援を望む声が多くあります。

そこで、市が取り組んでいるものに、保育料の負担軽減や乳幼児医療の助成制度などがあります。また、各家庭で安心して就労ができるよう保育所や児童

クラブの充実等にも取り組むほか、ひとり親家庭の支援にも力を入れています。

制度利用を子育ての大きな味方に

子育て支援の制度は、子どもの健やかな成長を願って整備したものです。せっかくの制度ですから、上手に利用し、子育ての大きな味方としていただきたいと市では考えています。

子育てに関するさまざまな情報は、「子育てへんり帳」に掲載し、妊娠届や転入届の際、必要な方は、市少子対策課または支所児童福祉担当課にお越しください。また、出雲市のホームページでもご覧になることもできます。

子育て支援のおたすねは  
**少子対策課**  
(☎216604)

## ひとり親家庭になったとき知っておきたいあれこれ

困ったときは  
まず相談

子育て世代の家庭が、突然、何かの事情で、ひとり親家庭になったとしたら、戸惑う人は多いことでしょう。子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うことになるため、その両立に困難な問題を抱えたり、不安や負担を感じる人は少なくありません。

市では、相談員が、ひとり親家庭に対する制度の紹介や困ったことがあったときの相談に応じています。相談すること、今まで知らなかった制度や困ったとき利用できる施設などを知るきっかけになる場合もあります。

子どもたちの健やかな成長のために、まずは相談にお越しください。



ひとり親家庭では、家事・育児・仕事とすべてが、親ひとりにかかってきます。制度を上手に利用することも大切です

### 《ひとり親家庭の方が利用できる制度》

制度	父子	母子	おたすね
・父子家庭児童育成手当(父子手当)	●	—	本庁・・・少子対策課 (21-6604)
・児童扶養手当(母子手当)	—	●	平田支所・・・健康福祉教育課 (63-3129)
・母子家庭等児童入学就職支度金	●	●	佐田支所・・・市民福祉教育課 (84-0118)
・母子自立支援員による相談	○	○	多伎支所・・・市民福祉教育課 (86-3113)
・母子寡婦福祉資金貸付制度	—	●	湖陵支所・・・市民福祉教育課 (43-1215)
・母子家庭自立支援給付金	—	●	大社支所・・・市民福祉教育課 (53-3116)
・日常生活支援事業(家庭生活支援員)	○	○	*福祉医療費助成制度は、本庁と平田支所については、下記までお問い合わせください。(その他の支所は上記と同じ)
・福祉医療費助成制度(*)	●	●	本庁・・・福祉推進課 (21-6694)
・就学援助制度	●	●	平田支所・・・市民生活課 (63-5500)
			本庁・・・教育委員会 教育政策課(21-6190)

●・・・所得要件等に応じて利用可 ○・・・利用可 —・・・利用不可

### 父子家庭児童育成手当について

父子家庭のお子さんの健やかな成長を願い、出雲市では父子家庭児童育成手当を支給しています。手当受給にあたっては申請が必要です。所得要件等詳細は上記担当課にお問い合わせください。

- ◆受給対象者・・・出雲市に住民登録があり、18歳までの児童を養育している父子家庭の父(児童が18歳になった年度中は対象)※父および同居親族の所得要件があります。
  - ◆手 当 額・・・児童一人当たり月額5,000円
  - ◆支給開始月・・・申請月の翌月分から
- ※父や児童が公的年金や遺族補償を受給している場合や、未入籍でも事実上婚姻状態にある場合には支給できません。

### 【平成20年度版子育て応援特別手当】の支給申請はお済みですか？

この子育て応援特別手当は、多子世帯の幼児教育期の経済的負担を緩和するため、一回限りの国の緊急措置として支給するものです。該当者で未手続きの場合は、早めに申請をしてください。

●支給対象児童・・・

基準日において次の要件すべてを満たす児童

- ① 出雲市に住民登録または外国人登録(短期滞在・不法滞在を除く)をしている。
- ② 生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日である。
- ③ 世帯内の18歳以下(平成2年4月2日以降生まれ)の児童のうち2人目以降である。

●基準日・・・平成21年2月1日

●支給額・・・支給対象児童一人につき36,000円

●申請者・・・支給対象児童がいる世帯の世帯主

●申請方法・・・該当児童のいる世帯の世帯主あてに平成21年3月に申請書を発送しています。必要事項を記入の上、提出してください。

●申請期限・・・平成21年9月17日(木)

※期限を過ぎると受付できません。

●その他・・・支給対象の児童であるにも関わらず、兄弟が、就学等により市外に住んでいる場合など、住民票上では第2子以降の児童であることが分らず、申請書が届いていない場合があります。申請書は届いていないが、該当していると思われる方は、少子対策課にお問い合わせください。

※平成21年度版子育て応援特別手当(平成20年度版)と支給対象児童の要件が異なる(については、国において実施することが決定しています。詳細が決まり次第、皆さんにお知らせします。